

議案第 14 号

桐生市個人情報保護条例の一部を改正する条例案

桐生市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 2 月 21 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市個人情報保護条例の一部を改正する条例

桐生市個人情報保護条例(平成27年9月25日桐生市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第9項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議 案 説 明

議案第 14 号 桐生市個人情報保護条例の一部を改正する条例案

個人情報の保護に関して、独立行政法人等に適用される法律が「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」から「個人情報の保護に関する法律」に変更されることに伴い、条例中にある法律名の引用部分を改めるものです。